

職業安定分科会（第 224 回）	資料 3 - 2
令和 8 年 5 月 15 日	

**厚生労働大臣が定める外国人雇用状況の通知  
の様式を定める件の一部を改正する告示案概  
要**



厚生労働大臣が定める外国人雇用状況の通知の様式を定める件の一部を改正する告示  
(案) について (概要)

厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課

1. 改正の趣旨

- 出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号。以下「入管法等改正法」という。）の施行に伴い、令和8年6月14日以降、住民基本台帳に記録されている中長期在留者については、在留カードの交付を、マイナンバーカードの機能が付加された特定在留カードの交付により行うことを求めることができることとなる。
- 国又は地方公共団体の任免権者が、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第28条第3項に基づく外国人雇用状況の通知を行う際、在留カードに記載された在留カードの番号を確認することとされているところ、上記特定在留カードの様式にも対応した内容とするため、所要の改正を行うもの。
- また、外国人を雇用する事業主の手続を簡素化する観点から、外国人雇用状況の届出に当たっての在留資格「特定技能」の特定産業分野及び在留資格「特定活動」の法務大臣が特に指定する活動の確認を不要とする改正を行う予定であるところ、国又は地方公共団体の任免権者が行う通知についても同様の改正を行うもの。

2. 改正の概要

- 厚生労働大臣が定める外国人雇用状況の通知の様式を定める件（平成19年厚生労働省告示第277号）により定められた様式中の在留カード番号の確認方法の記載について、特定在留カードの様式に対応した内容に改める。
- 外国人雇用状況の通知に当たっての在留資格「特定技能」の特定産業分野及び在留資格「特定活動」の法務大臣が特に指定する活動の確認を不要とする。
- その他所要の規定の整備を行う。
- 施行に関し必要な経過措置を設ける。

3. 根拠条項

- 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令（昭和41年政令第262号）第5条

4. 施行期日等

- 公布日：令和8年5月29日（予定）
- 施行期日：令和9年4月1日（一部の規定は、入管法等改正法の施行の日（令和8年6月14日））